

第487回（定例）福崎町議会会議録

令和元年12月19日（木）
午前9時30分 開 会

1. 令和元年12月19日、第487回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	河 嶋 重一郎	8番	竹 本 繁 夫
2番	松 岡 秀 人	9番	柴 田 幹 夫
3番	三 輪 一 朝	10番	富 田 昭 市
4番	山 口 純	11番	高 井 國 年
5番	小 林 博	12番	城 谷 英 之
6番	石 野 光 市	13番	前 川 裕 量
7番	木 村 いづみ	14番	北 山 孝 彦

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 岩 木 秀 人 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
教 育 長	高 寄 十 郎	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
技 監	吉 栖 雅 人	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
総 務 課 長	山 下 健 介	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一
上 下 水 道 課 副 課 長	橋 本 繁 樹		
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典		

1. 欠席職員

副 町 長 近 藤 博 之 上 下 水 道 課 長 成 田 邦 造

1. 議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 5 議員派遣
第 6 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑

- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 追加日程 追加議案の上程、討論・採決
- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の所管事務調査申出

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
なお、本日の会議に近藤副町長、成田上下水道課長から欠席届が出ており、橋本上下水道課副課長が代理出席しておりますことを報告しておきます。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、
質疑をしていただきますようお願いいたします。
質疑はありませんか。
6 番 議案第89号、手数料の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について
であります。
いわゆるコンビニ交付を行っている県下の各市町の交付対象、コンビニ交付の
際の手数料について口頭での説明ではわかりにくいようですので、資料配付の上
説明を求めたいと思います。
住民生活課長 それでは、資料のほうを配付させていただきたいと思いますので、よろしいで
しょうか。
議 長 暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前9時31分

再開 午前9時33分

◇

議 長 会議を再開いたします。
住民生活課長 それでは、先ほど配付させていただきました資料の説明をさせていただきます。
こちらにつきましては、今年4月1日現在でコンビニ交付を行っている市町
を県が取りまとめた資料となっております。一番左側に市町名、それから次がコ
ンビニ交付とありまして、二重丸のところは既にコンビニ交付の事業を行って
いる市町のところになりまして、26市町でございます。通常の丸印のものがござ
いますが、こちらのほうは今後の導入予定ということで、福崎町につきましても導
入予定ということで丸印となっております。空白のところにつきましてはまだ導
入はされないというところがございます。あと、検討中のところにつきましても
まだ今後どうなるかわからない、検討中ということでございます。
それから、それぞれ利用時間がございまして、それぞれ住民票とか住民票の記

載事項証明等の金額が出ておりますが、こちらにつきましてはコンビニ交付で行われます1通当たりの手数料ということでございます。例えば一番上の神戸市ですと住民票につきましては150円でされると。住民票の記載事項につきましては、コンビニ交付は対象になっていないということで、空白ということになっております。そのほか印鑑証明等も150円で、戸籍などにつきましては300円というような形になってございます。

一番右側が参考ということで、窓口での住民票の写しの交付手数料ということになってございます。こちらが以前質問ございまして、資料を出しました分になります。ほとんどの市町が300円ということで、福崎町につきまして今現在200円というようになっていっている部分で、こちらの金額とコンビニのときの交付金額、こちらを見ていただきますと、それぞれの差がついているところ、そうじゃないところというようになっております。

ちなみに、戸籍関係につきましては窓口、ちょっと出ていないんですけども、こちら、どの市町も窓口は450円ということになっておりますので、それに対して300円なり350円、もしくは450円のままの市町もございまして、それぞれということでございます。

資料については以上です。

- 6 番 県下の多くの市町で窓口での交付よりもコンビニでの交付のほうが手数料が100円とか、神戸市では300円に対して150円というように安くなっております。福崎町では同じように窓口交付のほうが100円高いという形での引き上げが4月1日から第2条でうたわれております。このようにコンビニ交付より窓口交付のほうが100円高いという設定になったのは、主な目的というのは、狙いというんでしょうか、趣旨はどういうことでしょうか。

住民生活課長 まず、窓口のほうにつきましてはここにありますように県下の状況を見てみますとほとんどの市町が300円。200円のところにつきましては4市町ございます。そのうち福崎町も入っておりますが、こういった県下の状況並びに今回、手数料、使用料を見直すに当たりまして企画財政課長のほうからも報告がありましたように、諸経費等、人件費などの分の見直しを、そこらの積算もしまして、その辺の単価を300円が妥当ではないかということで、まずさせていただきます。

そして、コンビニ交付に当たりましては、そちらのほうをできるだけ推進するという意味で100円減額というような形で、結果としては今現在の窓口の200円をそのままスライドさせたというような金額になります。そういった形での設定とさせていただきます。

- 6 番 コストから割り出したという窓口のほうでは引き上げが妥当であるという判断、コンビニ交付については、原価計算とは別に推奨する立場から、窓口交付より100円程度低い金額に設定したということで間違いはないですね。

住民生活課長 そのとおりでございます。

議 長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

12月9日の本会議2日目において、議案27件がそれぞれの委員会に付託さ

れ、慎重審議がなされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。

各委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

まず、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、山口委員長。

山口総務文教 皆様、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会に付託されました議案の委員会審査について報告します。

委員会を令和元年12月10日に開催し、付託されました議案第80号から第90号と第93号の12件について、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、事務局から朗読のとおり、議案12件全てにおいて原案のとおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより簡単に補足説明をいたします。

議案第80号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更については、中播農業共済事務組合が解散することから、兵庫県市町村退職手当組合を令和2年4月1日付で脱退することによる変更です。

議案第81号、中播公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更については、中播農業共済事務組合が解散することから、中播公平委員会を脱退したい旨の申請があったこと、また市川町外三ヶ市町共有財産事務組合から加入の申請があったことから、規約を変更するものです。

議案第82号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第83号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第84号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、令和元年8月の人事院勧告によるものです。

議案第85号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について。地方公務員災害補償法の法律の規定により、非常勤等の職員の公務災害等については、条例で定めなければならないと規定し、運用中の一方で、非常勤職員に当たる、9月議会で上程し、新たに制度化した会計年度任用職員のうち、地方公務員法の改正によりフルタイムの会計年度任用職員は給料を支給することとなったために改正するものです。

議案第86号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。基本的人権の尊重を重んじる趣旨から、一律排除するのではなく、心身の故障等の状況を個別に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断するように多くの法律が改正されている。この整備に関する法律の施行により、関係する町条例について改正する必要が生じたものです。

議案第87号、福崎町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について。平成29年の地方自治法等の一部改正に伴う条ずれを改正するもので、あわせて現行の運用に即した改正及び引用条文等の文言整理を行うものです。

議案第88号、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について。施設の管理運営や各種の証明等の発行にかかる経費は、その施設を利用するもので使用料や手数料と合わせて住民から負担いただく税で賄われている。使用料が

施設の維持管理等に要する費用を下回る場合、不足分は公費、税金で賄うことになり、利用しない方にも費用の負担を課すことになり、町民全体の負担となる。ただし、一律一様に受益者に負担を求めるのではなく、サービスの性質、公共性の強弱に応じて公費負担の割合を考えなければならない。今まで、福崎町において使用料の算定方式等の統一的なルールがなかったため、施設の設置時に近隣市町や類似施設を参考に設定してきた。今回、10月1日から消費税が10%になり、国から使用料に転嫁するよう助言がされる中で、消費税のみを勘案して改正するのではなく、福崎町全ての施設において統一的なルールのもと使用料等を設定するものです。

委員から「第一グラウンドとか第二グラウンドなど、第三グラウンドはサルビアドームという別名があってわかりやすいが、住民さんにはわかりづらい。検討はされているのか。」との質疑に、「わかりやすい表示につきましては今後検討といいたまいますか、教育委員会にお願いをさせていただきたいと思います。」また、町長からは「教育委員会の施設でもありますので、教育委員会ともよく相談させていただいて検討させていただきたいと思います。」との答弁がありました。

議案第89号、手数料の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について。手数料の算定に当たっては、議案第88号で説明した考え方を基本とし、また2月1日からサービスを開始する予定のコンビニ交付の各種証明手数料を新たに追加し、改正するものです。

議案第90号、福崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について。福崎町では令和2年2月1日からコンビニエンスストアで住民票等の交付ができるように準備を進めている。今回はこのコンビニ交付に合わせ、今後、町等への申請、届出手続等に関し、オンライン化がますます進むと予想されることから、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法によって、申請、届出ができるよう共通事項を定めていく必要があることから、条例を制定しようとするものです。

議案第93号、令和元年度福崎町一般会計補正予算（第4号）について。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、補正後の予算総額を83億1,570万円とするものです。主な補正内容は地方公務員の人事院勧告に基づく職員の給与改定等、並びに人事異動等による人件費の増減、町営住宅駅前団地建替工事の2期工事の増額、ふるさと応援寄附金に係る歳入歳出の増額、土地売払収入の増額などです。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。

議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結します。
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。
（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会から、審査の補足報告を行います。

常任委員長 委員会に付託された議案77号を初め、12件について、12月11日、委員会を開催し、町長、副町長、公営企業管理者、技監及び担当課長ほかの出席を求め、慎重に審査をしました。

審査の結果は報告書のとおり、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第77号、第78号、第79号は中播農業共済事務組合の解散に伴うものであります。派遣職員、プロパー職員ともに身分は保障され、不利にならないようにしているとのことであり、香寺事務所はそのまま引き続きやっていくとのことでございます。

議案第91号は、印鑑の登録及び証明に関する条例改正で、成年後見人とか、あるいはコンビニ交付を可能にするものであります。マイナンバーカードの交付率は現在13.6%です。

議案第92号は、災害弔慰金の支給に関する条例改正で、法改正に伴うもので支払猶予に関するものであります。

議案第94号から議案第100号までの各特別会計の補正予算は、職員の異動や人事院勧告による人件費の補正であります。

議案第96号の介護保険事業特別会計補正予算では、地域密着型サービス事業所の自家発電設備装置への補助が入っております。

議案第97号、水道事業会計補正予算では、債務負担行為に関する委託業務の仕様書案、県内委託状況表の提出を求め、審議をいたしました。

審査の結果、付託案件はいずれも全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

議 長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、次、ごみ処理計画検討特別委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
ごみ処理計画検討特別委員会、前川委員長。

前川ごみ処理計画 12月9日の本会議において、ごみ処理計画検討特別委員会に付託を受けま
し

検討特別委員長 た議案審査について、審査の結果は事務局の朗読のとおりですが、若干の補
足説明をさせていただきます。

議案第76号、くれさか環境事務組合規約の一部変更については、旧安富町のごみをくれさかクリーンセンターで処理すること、また分担金の負担割合を変更することなどについて、くれさか環境事務組合の構成団体で協議するため、議会の議決を求められたものであります。委員会において慎重審査をした結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 ごみ処理計画検討特別委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、ごみ処理計画検討特別委員長報告に対する質疑を終結しま
す。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。
委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。
小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の開会中の調査報告をいたします。
常任委員長 公害防止協定に基づく協議についてであります。
株式会社マダム、I D E C株式会社、福伸電機株式会社の西治工場及び福崎
工場の4件であります。内容は報告書に記載のとおりでございます。委員会は
全員賛成で了承することといたしました。
そのほか、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の事業期間延長を求める意
見書案を、委員会として本会議に上程することを決定いたしました。
以上でございます。

議 長 次、議会運営委員会、富田委員長。
富田議会運営委員長 本委員会は、議会開会中下記事項について審査、調査しましたから、会議規
則第77条に規定より、報告いたします。
調査事項といたしましては、委員会付託の変更について、2点目には会議日程
の変更について、調査期日は12月9日、月曜日でした。
調査の概要、協議事項につきましては、委員会付託の変更について協議し、議
案第76号、くれさか環境事務組合規約の一部変更についてを、ごみ処理計画
特別委員会に付託することを確認しました。
また、会期日程の変更について協議しまして、ごみ処理計画検討特別委員会の
開催日程を12月17日、火曜日午後2時からとすることを決定したものでご
ざいます。
もう一回は12月17日に開会いたしました。
調査の概要につきましては、協議事項について、第487回12月定例会の追
加議案予定について協議し、民生まちづくり常任委員会から提出のありました
追加議案、意見書案第4号、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の事業期
間延長を求める意見書については、12月19日、木曜日に開催予定の本会議
5日目に追加上程し、委員会付託を省略し即決することを確認しました。
また、福崎駅周辺整備対策特別委員会については、委員長から議長に対し、所
期の目的が達成されたとして、特別委員会を廃止する旨の委員会調査報告書
を提出されたことを受けまして、12月19日、木曜日に開催予定の本会議5日
目に福崎駅周辺整備対策特別委員会の廃止について、議長提案にて追加上程し、
議案説明及び委員会付託を省略して即決することを確認しました。
また、一般質問順位の変更について協議しまして、12月17日、火曜日に開
催予定の本会議3日目に行われる一般質問において予定されていた竹本議員の
一般質問の質問順位を変更し、本会議4日目の最後にすることを確認しました。
以上、所管事務調査報告といたします。

議 長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。
小林福崎駅周辺整備 福崎駅周辺整備対策特別委員会の報告をさせていただきます。
対策特別委員長 委員会は12月12日に会議を開催いたしました。報告書に記載のとおり、
4件の報告を受け質疑を行いました。
1番目に、福崎駅周辺整備事業の概要と10月6日に開催された完成記念式典、
記念イベントの報告を受けました。
二つ目に、事業全体の予算の執行状況の報告、辻川界限を含め全体の事業費は
34億8,900万円であります。
三つ目に、商業施設誘致の進行状況についても報告を受けました。

4番目に、商店街活性化・観光消費創出事業についての覚書を提出していただきました。

なお、当委員会は平成25年9月議会において設置されました。以降6年間45回の会議を開催いたしました。福崎駅周辺整備事業が一応の完成をみ、目的は基本的に達成されました。この時点で委員会を廃止することを決定いたしました。これまでの皆様のご精励とご協力に心より感謝を申し上げ、報告といたします。以上です。

議長 次、ごみ処理計画検討特別委員会、前川委員長。

前川ごみ処理計画検討特別委員長 ごみ処理計画検討特別委員会から、議会開会中に行われました所管事務調査

について報告をさせていただきます。

委員会は12月17日に開催いたしました。調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、特に補足すべき事項について、説明をさせていただきます。

12月17日の委員会では、くれさか環境事務組合を市川美化センターへの中継施設として利用するための整備内容についてや、整備工事のスケジュール、姫路市ひがし交流センター改修工事にかかる負担額についての報告のほか、神崎郡ごみ処理施設建設について、最優先候補地として報告されていた田口地区での建設計画を断念することが報告されました。委員からは「一連の業務を進めているコンサルタント会社への強い不信感がある。」という意見や「責任の所在を明確にして進めていくべき。」との意見がありました。今後、令和10年度の稼働を目指し、令和2年の中ごろまでには新たな建設予定地を決定することを目標に進めるとのことです。

このたび、田口地区を最優先候補地に決定してから計画を断念するに至った経緯の中で、多くの町民や大学からさまざまなご意見が出ております。ご理解を得るために多大な努力をしてこられてきたということは承知しておりますが、結果として断念したという事実は十分に反省し、同じことを繰り返さぬよう、今後の計画遂行に対して今まで以上に全力を注いでいただきたいと思います。

以上で、ごみ処理計画検討特別委員会からの報告を終わります。

議長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議長 日程第4は、討論・採決であります。

それでは、議案第76号、くれさか環境事務組合規約の一部変更についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第76号、くれさか環境事務組合規約の一部変更について、本案に対するごみ処理計画検討特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第76号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第77号、中播農業共済事務組合の解散についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第77号、中播農業共済事務組合の解散について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第77号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第78号、中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第78号、中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第78号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第79号、中播農業共済事務組合規約の一部変更についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第79号、中播農業共済事務組合規約の一部変更について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第79号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第80号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第80号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 80 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 81 号、中播公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 81 号、中播公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 81 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 82 号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 82 号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 82 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 83 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 83 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 83 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 84 号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第84号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第84号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第85号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第85号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第85号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第86号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第86号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第86号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第87号、福崎町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第87号、福崎町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、

本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第87号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第88号、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(手が上がる)

議長 まず、原案に反対者の発言を許可いたします。石野議員。

6番 議案第88号、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、本案に対する反対討論を行います。

消費税が10月から10%になったから、町内の各施設の使用料の見直しを行い、原価を導き、それに10%の消費税分を上乗せしたという説明が町長からありました。100平米を超えるホールでは空調施設利用時に基本料金の3割を別途加算するという規定も加えられ、受益者負担の原則、コストに見合った金額の設定が必要で、それを下回ると町民負担の公平性が損なわれると議案説明資料にあります。

消費税が10%に引き上げられて多くの住民が生活苦を一層厳しいものとしています。8%から10%に引き上げられましたが、税込価格を据え置いていることを掲示している商店も見受けました。

消費税法第60条の規定で、町など地方公共団体の一般会計は仕入控除の特例として国に対して納付税額も還付税額も発生しないとされており、消費税分の負担を電気代等でしているといっても、一般の企業、商店は売上の10%を10月分から消費税分として納めなければならないのと比べると、一般の住民の理解が得られにくいと思われます。

減免規定があり、公民館クラブに所属する団体等は引き続き空調設備使用時も同じく減免することとするとの説明があり、結果として年間の増収分は56万円が見込まれていると9日の本会議質疑で答弁がありました。

文化、体育の振興を図る立場から、過去の消費税引き上げ時に使用料への消費税転嫁を積極的に行わなかった町の姿勢を評価すべきであって、公平性の確保というような名目での今回の使用料見直しを行うという本案に賛成することはできないのであります。

以上、反対討論といたします。

議長 次に、原案に賛成の発言を許可いたします。城谷議員。

1 2番 議案第88号、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、賛成の立場から討論を行います。

使用料の見直しの理由として、本会議及び総務文教常任委員会で理事者側から見直しの方針が示され、説明がございました。公費で負担すべきところは公費で負担する。受益者負担で負担すべきところは受益者負担をお願いする。公費で半分負担するところは半分負担する。このようにその内容は原価の算定などを踏まえ、十分に精査されているものであります。

もし、受益者負担するべきところで負担をお願いできない場合は、使用していない町民の全部に負担がかかるということになってしまうという説明もいただきました。さらに近隣市町の料金との均衡等を勘案した上で設定されたものと

なっております。

以上のことから、私は議案第88号に賛成するものであります。議員各位のご賛同を賜りますようによろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第88号、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第88号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

討論・採決の途中ですけども、休憩に入ります。

再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時42分

◇

議 長 おそろいなので、会議を始めさせていただきます。

次、議案第89号、手数料の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(手が上がる)

議 長 まず、原案に反対者の発言を許可いたします。石野議員。

6 番 議案第89号、使用料の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について、本案に対する反対討論を行います。

2020年2月1日からコンビニエンスストアでの住民票の写し、印鑑証明、税に関する各種の証明書等の交付開始に係る第1条の規定の必要は認めますが、第2条での、来年4月1日から各種の手数料で窓口交付だけ手数料を100円引き上げるという本案に賛成することはできません。

年間2万3,000件の交付があり、そのうち最大約3%のコンビニ交付が見込まれるとの説明がありました。コンビニ交付のために初期費用として3,000万円、以後毎年度500万円の経費がかかるということです。窓口での100円上乗せで年間200万円程度の増収が図られるという説明がありましたが、コンビニ交付の費用の穴埋めを窓口での交付を受ける住民が行うという見方も認めません。

第2条については、コスト面からではなくコンビニ交付利用促進という趣旨から設定したという説明がありました。コンビニ交付も窓口交付も同じ金額での設定となっている県下の自治体の例も見受けられます。

こうしたことから反対の立場を表明して討論といたします。

議 長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。前川議員。

1 3 番 議案第89号、手数料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、賛成の立場から討論を行います。

まず、手数料の見直しの理由として本会議及び総務文教常任委員会で、理事者側から見直しの方針が示され、その内容は原価の算定などを踏まえ十分に精査されたものであります。そして、近隣市町村の料金との均衡等を勘案した上で適正な手数料金額を設定しています。また、コンビニエンスストアなどの端末機で課税証明や住民票の写しの交付が受けられるに際しての交付手数料を新たに設定するものであり、町民のニーズに合わせて行政サービスの向上が図られ、役場窓口の混雑の解消につながるものになるよう、料金設定も図られています。

以上のことから、私は議案第 89 号に賛成するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第 89 号、手数料の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第 89 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 90 号、福崎町行政手続等に関する情報通信の技術の利用に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 90 号、福崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 90 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 91 号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 91 号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 91 号については、原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

次、議案第92号、福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第92号、福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第92号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第93号、令和元年度福崎町一般会計補正予算(第4号)についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第93号、令和元年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第93号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第94号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第94号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第94号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第95号、令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第95号、令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のと

おり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第95号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第96号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第96号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第96号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第97号、令和元年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第97号、令和元年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第97号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第98号、令和元年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第98号、令和元年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第98号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第99号、令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)につ

いての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第99号、令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)について、
本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するで
あります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第99号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。
次、議案第100号、令和元年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算(第1
号)についての討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第100号、令和元年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算(第1号)
について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり
可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第100号については、原案のとおり可決することに決定いたし
ました。

追加日程 追加議案の上程、討論、採決

議 長 この際お諮りいたします。議事日程の追加でございます。
先日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了
承を得たところですが、「意見書案第4号、防災・減災・国土強靱化緊急対策事
業等の事業期間延長を求める意見書について」及び「福崎駅周辺整備対策特別委
員会の廃止について」を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異
議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、「意見書案第4号、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の事業期
間延長を求める意見書について」及び「福崎駅周辺整備対策特別委員会の廃止
について」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
暫時休憩します。

◇

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

◇

議 長 会議を再開します。
「意見書案第4号、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の事業期間延長を

求める意見書について」を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に本意見書案に対する詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 意見書案第4号、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の事業期間延長を求

常任委員長 求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

意見書の内容につきましては、先ほど事務局朗読のとおりでございます。皆様もご承知のとおり、昨年12月の福崎町議会で防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書を採択したところです。

そして福崎町では現在、下水道の雨水幹線整備や2級河川市川の雑木処理がこれらの事業で実施されており、今後も継続的に実施していくことが必要であります。

これらのことから、防災・減災等対策に必要となる予算・財源を安定的に確保し、事業期間の延長をされるよう強く要望するものとして、民生まちづくり常任委員会において検討し、国に対して地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでございます。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

意見書案第4号、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の事業期間延長を求める意見書について、委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

意見書案第4号、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の事業期間延長を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の事業期間延長を求める意見書については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

意見書案第4号、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の事業期間延長を求める意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第4号、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の事業期間延長を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、意見書案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、福崎駅周辺整備対策特別委員会の廃止についてであります。

先ほど、開会中の所管事務調査報告にて、委員長から、同委員会は所期の目的を達成したため、本定例会をもって廃止することを決定した旨の報告がありました。このことについて、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明及び委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、福崎駅周辺整備対策特別委員会の廃止については、本会議において即決することに決定いたしました。

お諮りします。

委員長報告のとおり、福崎駅周辺整備対策特別委員会を廃止することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、福崎駅周辺整備対策特別委員会を廃止することに決定しました。

日程第5 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり派遣することに決定しました。

日程第6 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申出であります。

各委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長宛てに提出されております。

それぞれの申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、第487回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。

よって、本定例会を閉会することにしたと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

第487回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会は、12月6日に召集され、本日まで14日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、まことにありがとうございました。

本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この間、理事者の皆様には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し、敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見・要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く要望いたす次第であります。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶をいただきます。尾崎町長。

町長 第487回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言、お礼を申し上げます。

本定例会は12月6日に召集され、本日までの14日間という会期でありました。本定例会では、提案いたしました27議案とも可決をいただきましてありがとうございました。

いずれも重要な議案であったわけですが、とりわけ使用料、手数料の見直しについてはさまざまな観点からの議論がありました。長い間本格的な見直しをしていっていませんでしたが、物価や所要経費に対応した適正な受益者負担を求めるといった観点で現状を検証させていただき、必要な改正を提案させていただきました。このたび可決していただき、来年の4月からは新料金、新手数料となります。使用料が上がる施設、下がる施設の両方がありますが、住民の皆様には丁寧な説明をさせていただきながら気持ちよく施設を使っただけのよう、職員にもよく申し伝えたいと思っております。

また、今回、中播農業共済事務組合が他の事務組合等と一緒に、兵庫県で一つの共済組合が誕生することになります。このことにつきましても農業者のサービスの低下につながらないように、サービスの向上につながるよう取り組んでいただきたいと願うものであります。

また、福崎駅周辺整備対策特別委員会ではうれしい報告をさせていただきました。この特別委員会は今議会をもって廃止ということですが、駅周辺整備に当たって果たした役割は多大なものがあります。今後は常任委員会に引き継がれますが、一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

一方、ごみ処理計画検討特別委員会では残念な報告をすることになりましたが、立ち止まっている余裕はないと思っております。強いリーダーシップを持って取り組んでほしいとの激励の一般質問であったと受けとめさせていただきました。

これからも議員各位のご支援、ご協力、そしてご指導をよろしく願います。

さて、令和元年もあとわずかを残すばかりとなってまいりました。寒さも一段と厳しくなっております。議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれも留意されまして新しい年を意気揚々と迎えてくださいますことを心から祈念いたしまして、今議会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。

長い間ありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして、閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時15分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和2年2月

福崎町議会議長 北 山 孝 彦

福崎町議会議員 三 輪 一 朝

福崎町議会議員 富 田 昭 市